

「東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル 2019年版」正誤表

平成31年9月10日現在

該当頁	該当箇所	誤	正 (訂正箇所を下線)
42	上から18行目	(下欄) 第6条の9第 <u>12</u> 号	(下欄) 第6条の9第 <u>十二</u> 号
66	下から13行目	改正：令和元年6月21日 国土交通省告示第200号	改正：平成30年2月21日国土交通省告示第199号 令和元年6月21日 国土交通省告示第200号
67	上から4行目	追加	附 則 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
211	下から17行目	(附則) ただし、 <u>第1第五号の規定</u> は、	(附則) ただし、 <u>第1第五号及び第九号並びに第2第二号の規定</u> は、
231	中段	追加	別表追加
	下から3行目	<u>㉟</u> 遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件	<u>㉞</u> 遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件
237	上から1行目	<u>㉟</u> 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件	<u>㉞</u> 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件
241	上から14行目	<u>㊱</u> 遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件	<u>㊲</u> 遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件
245 (本頁の修正版は、別紙を参照)	上から7行目	追加	特定建築設備等(令第16条第3項第 <u>二</u> 号及び前条第 <u>二</u> 号に定める防火設備を除く。)に係る
	上から8行目	(以下この項において「検査済証」という。)	(以下この条において「検査済証」という。)
	上から15行目	新設 3 令第138条の3……	3 【略】 4 令第138条の3……
	上から16行目	前項	第2項
	上から18行目から21行目	4 報告対象特定建築設備等について、第九項に定める再使用をする場合における規則第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期については、前2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日」とあるのは「 <u>第9項の規定による届出を行った日</u> 」と読み替えるものとする。	5 報告対象特定建築設備等について、第10項に定める再使用をする場合における規則第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(以下この条において「検査済証」という。) <u>の交付を受けた日</u> 」とあるのは「 <u>第10項の規定による届出を行った日</u> 」と読み替えるものとする。

	下から 15 行目	<u>5</u> 規則第 6 条第 3 項…	<u>6</u> 規則第 6 条第 3 項…
	下から 14 行目	<u>6</u> 規則第 6 条第 4 項…	<u>7</u> 規則第 6 条第 4 項…
	下から 13 行目	<u>7</u> 報告対象特定建築設備を…	<u>8</u> 報告対象特定建築設備を…
	下から 11 行目	別記第 <u>21</u> 号様式の <u>2</u>	別記第 <u>二十一</u> 号様式の <u>二</u>
	下から 9 行目	別記第 <u>4</u> 号様式の <u>2</u>	別記第 <u>四</u> 号様式の <u>三</u>
	下から 7 行目	<u>8</u> 第 2 項及び第 3 項…	<u>9</u> 第 2 項から第 4 項まで…
	下から 4 行目	<u>9</u> 第 7 項の規定による…	<u>10</u> 第 8 項の規定による…
	下から 3 行目	別記第 <u>21</u> 号様式の <u>2</u> の <u>2</u>	別記第 <u>二十一</u> 号様式の <u>二</u> の <u>二</u>
246	上から 4 行目	別記第 <u>21</u> 号様式の <u>2</u> の <u>3</u>	別記第 <u>二十一</u> 号様式の <u>二</u> の <u>三</u>
	上から 14 行目	規則別記第 <u>36</u> 号の <u>3</u> 様式 別記第 <u>36</u> 号の <u>5</u> 様式	別記第 <u>四</u> 号の <u>二</u> 様式 規則別記第 <u>三十六</u> 号の <u>五</u> 様式
	上から 15 行目	第 <u>36</u> 号の <u>7</u> 様式、第 <u>36</u> 号の <u>9</u> 様式 及び第 <u>36</u> 号の <u>11</u> 様式	第 <u>三十六</u> 号の <u>七</u> 様式、第 <u>三十六</u> 号の <u>九</u> 様式及び第 <u>三十六</u> 号の <u>十一</u> 様式
	下から 4 行目	別記第 <u>21</u> 号様式の <u>5</u>	別記第 <u>二十一</u> 号様式の <u>五</u>
	下から 3 行目	別記第 <u>21</u> 号様式の <u>6</u>	別記第 <u>二十一</u> 号様式の <u>六</u>
247	下から 5 行目	告示別表 <u>6</u> 乗り物関係の部…	告示別表 <u>六</u> 乗り物関係の部…
346	上から 6 行目	第 13 条第 <u>7</u> 項	第 13 条第 <u>8</u> 項
347	上から 6 行目 (説明文を除く。)	第 13 条第 <u>7</u> 項	第 13 条第 <u>8</u> 項
348	上から 3 行目	第 13 条第 <u>9</u> 項	第 13 条第 <u>10</u> 項
349	上から 6 行目 (説明文を除く。)	第 13 条第 <u>9</u> 項	第 13 条第 <u>10</u> 項
381	目的・説明欄 下から 3 行目	(乗用及び寝台 <u>よ</u> い…)	(乗用及び寝台 <u>用</u> …)

別表

㊦ 確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を定める件

平成 28 年 1 月 21 日国土交通省告示第 239 号
建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 146 条第 1 項第二号の規定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を次のように定める。

建築基準法施行令第 146 条第 1 項第二号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機は、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも 50cm 以上高いものとする。

附 則

この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

5. 東京都建築基準法施行細則(抄)

【特定建築設備等の定期報告の時期等】

- 第13条** 法第12条第3項の規定により報告の対象となる特定建築設備等及び令第138条の3に規定する昇降機等(以下「報告対象特定建築設備等」という。)に関する報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、知事が別に定めるところによるものとする。
- 2 法第12条第3項の規定により報告の対象となる特定建築設備等(令第16条第3項第二号及び前条第二号に定める防火設備を除く。)に係る規則第6条第1項の規定により定める報告の時期は、当該特定建築設備等に係る法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(以下この条において「検査済証」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行つた日の翌日から起算して1年を経過する日まで(前回の報告を行わなかつた場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して1年を経過する日まで)に1回とする。ただし、規則第6条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定める検査の項目については、検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行つた日の翌日から起算して3年を経過する日まで(前回の報告を行わなかつた場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して3年を経過する日まで)に1回とする。
 - 3 (略)
 - 4 令第138条の3に規定する昇降機等に係る規則第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「2年」とあるのは「1年」と、「1年」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。
 - 5 報告対象特定建築設備等について、第10項に定める再使用をする場合における規則第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(以下この条において「検査済証」という。)の交付を受けた日」とあるのは「第10項の規定による届出を行つた日」と読み替えるものとする。
 - 6 規則第6条第3項に規定する報告書は、報告の日前1月以内に検査し、作成したものでなければならない。
 - 7 規則第6条第4項の規定により定める書類は、知事が別に定める建築物概要書とする。
 - 8 報告対象特定建築設備等を廃止し、又は使用を休止(当該報告対象特定建築設備等について、最後に法第12条第3項の規定による報告を行つた日の翌日から起算して1年(令第138条の3に規定する昇降機等にあつては、6月)を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。)したときは、遅滞なく、別記第二十一号様式の二による特定建築設備等廃止・使用休止届を知事に届け出なければならない。ただし、建築物の全部を除却することに伴い、除却した建築物に設置された報告対象特定建築設備等を廃し、かつ、別記第四号様式の三による建築物除却届を知事に届け出た場合はこの限りではない。
 - 9 第2項から第4項までの規定にかかわらず、前項の規定により休止した旨の届出をした報告対象特定建築設備等については、当該届出の日から当該報告対象特定建築設備等に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第3項の規定による報告を要しない。
 - 10 第8項の規定による休止の届出をした報告対象特定建築設備等を再使用しようとするときは、使用する日の3日前までに、別記第二十一号様式の二の二による特定建築設備等再使用届に規則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に定めるそれぞれ該当する書類を添えて知事に届け出なければならない。